

若竹生活文化会館・公民館使用料を改定します

若竹生活文化会館・若竹公民館をご利用のみなさまへ

令和元年（2019年）12月

日頃より若竹生活文化会館・公民館をご利用いただき誠にありがとうございます。

公民館等の市の施設は、利用者みなさまの使用料と市民みなさまの市税により管理・運営されています。

本市では、施設使用料に関して、「負担の公平性」「透明性の確保」「定期的な見直し」の視点で市の統一的な考え方を整理し、「西宮市施設使用料指針」(*)を策定しました。

この指針の考え方にに基づき、このたび公民館の使用料についても以下のとおり改定することといたしました。

今後も、より多くみなさまに利用していただける施設を目指して経費節減等に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

※「西宮市施設使用料指針」は、窓口または市ホームページをご確認ください。

また、施設を利用するみなさまに、施設の管理・運営に必要な維持管理経費や利用状況などを知っていただくための資料を掲示しております。

1 改定時期

令和2年9月1日利用分より、新料金が適用されます。

2 新料金表（1区分(90分)の料金です）

単位（円）

室名	改定前 使用料	改定前使用料 (冷暖房費含)	改定後使用料 (冷暖房費別途徴収は ありません)
講堂	1,150	1,380	1,700
会議室	250	300	350
第1集会室	350	420	500
第2・3集会室	600	720	900
第4集会室	250	300	300
第5集会室	250	300	350
第6集会室	350	420	500
和室	500	600	750
実習室	500	600	700

※使用者が本市住民以外の者の場合、本表に規定する額の倍額とします

【使用料のお問合せ】
地域学習推進課(中央公民館)
電話:(0798)67-1567

(月～金曜日9:00～17:30・祝日は除く)

【使用料指針のお問合せ】
政策経営課

電話:(0798)35-3600

(月～金曜日9:00～17:30・祝日は除く)